

1. 大飯地域の原子力災害対策重点区域

- 大飯地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は159,289人（平成29年4月現在）。
- PAZ内の人口はおおい町（福井県）736人、小浜市（福井県）267人。
- UPZ内の人口は福井県、京都府及び滋賀県の関係11市町158,286人。



関係府県	PAZ内 (概ね5km)	UPZ内 (概ね5～30km)	合計
福井県	1,003人	72,864人	73,867人
京都府	-	84,885人	84,885人
滋賀県	-	537人	537人
合計	1,003人	158,286人	159,289人

【UPZ市町】
福井県 おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町
京都府 舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市
滋賀県 高島市

出典：国土地理院「ムベツ」(<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795528/136.051941>)
白地図：国土地理院(<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392>)をもとに内閣府（原子力防災）作成

2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状況等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。

(1) EAL(Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置

原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。

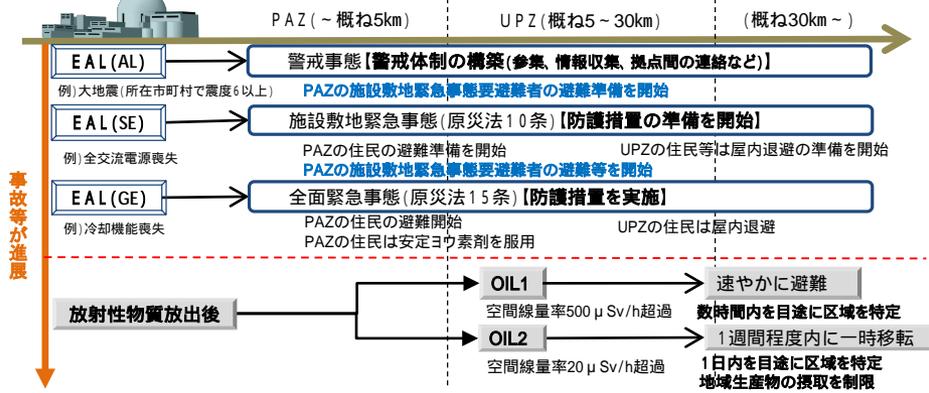
EALに基づき、施設敷地緊急事態要避難者は早期の避難等の防護措置を実施。

PAZの施設敷地緊急事態要避難者の避難は、通常以上の時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。

ただし、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は、速い効果の高い建物等に屋内退避する。

(2) 緊急時モニタリングの実施/OIL(Operational Intervention Level)に基づく判断

国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ外の住民の防護措置を判断する。



3. PAZ及びUPZの関係府県における広域避難先

- PAZ、UPZ内の各市町住民の避難先は、府県内外で複数確保。
- 府県を越える避難が必要な場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県、徳島県及び大阪府の避難先で受入れを行う。
- 福井県及び滋賀県は県内避難を基本とする。京都府は避難先の準備状況、避難先までの道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮して避難先を決定する。

PAZ内市町の広域避難先

PAZ内人口		
おおい町	大島地区	736人
小浜市	内外海地区 (とまり、かつみ、泊、堅海)	267人
合計		1,003人

避難元	県外避難先施設
おおい町	兵庫県川西市 加茂小学校(他3施設)
小浜市	兵庫県姫路市 夢前ふれあいの館フレンデ



UPZ内市町の広域避難先



区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	避難行動要支援者(在宅)	<p>対象者 おおい町: 60人 小浜市: 18人 合計: 78人</p> <p>施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始</p>	<p><避難可能な者: 55人> 支援者とともに徒歩、車両で避難(おおい町42人、小浜市13人)</p> <p>一時集合同所(おおい町内2か所、小浜市内1か所)</p> <p>支援者の車両で避難</p> <p><無理に避難すると健康リスクが高まる者: 23人> (おおい町18人、小浜市5人)</p> <p>福祉車両15台で避難(おおい町12台、小浜市3台)</p>	<p>バス3台(おおい町2台、小浜市1台)により避難</p> <p>福祉避難所 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」</p> <p>放射線防護対策施設² (おおい町PAZ内2施設、小浜市PAZ内1施設)</p>	<p>1 避難行動要支援者は、指定された福祉避難所へ避難。</p> <p>1 無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護対策施設へ移動。</p>
	避難行動要支援者(学校・こども園)	<p>対象施設 おおい町(2施設: 104人)</p>	<p><保護者へ引き渡しができなかった児童等></p> <p>バス4台により避難</p>	<p>おおい町避難先 (県内避難先: 敦賀市立栗野中学校 県外避難先: 兵庫県川西市立桜が丘小学校)</p>	<p>1 学校・こども園の児童等は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者へ引き渡す。</p> <p>1 保護者へ引き渡しができない児童等は、施設敷地緊急事態になった時点で避難を行い、避難先で保護者に引き渡す。</p>	
	(原災法15条)で避難開始	全面緊急事態 一般住民 ³	<p>保護者引き渡し開始</p> <p>対象者 おおい町: 736人 小浜市: 267人 合計: 1,003人</p> <p>一般住民の避難準備を開始</p>	<p><おおい町から避難する者></p> <p>自家用車で避難(679人)</p> <p>一時集合同所(おおい町内2か所)</p> <p>徒歩等で移動(57人)</p> <p>バス2台により避難</p> <p><小浜市から避難する者></p> <p>自家用車で避難(240人)</p> <p>一時集合同所(小浜市内1か所)</p> <p>徒歩等で移動(27人)</p> <p>バス1台により避難</p>	<p>おおい町避難先 (県内避難先: 敦賀市立栗野中学校 県外避難先: 兵庫県川西市加茂小学校他3施設)</p> <p>小浜市避難先 (県内避難先: 越前市福井県立武生商業高等学校 県外避難先: 兵庫県姫路市夢前ふれあいの館フレンド)</p>	<p>1 住民はあらかじめ定められた避難所へ避難。</p> <p>1 自家用車を利用可能な者は自家用車で避難。自家用車を利用できない者は、福井県嶺南地方のバス会社等が保有する車両で避難。</p>

PAZ内に医療機関、社会福祉施設はなし。

3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。

区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
UPZ (発電所から概ね5～30km圏内)	避難行動要支援者 (医療機関)	福井県 822人 京都府 988人 滋賀県 (対象施設なし) 合計1,810人				<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済み。 福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が受入施設を調整・確保。
	避難行動要支援者 (社会福祉施設)	福井県 1,286人 京都府 1,272人 滋賀県 394人 合計2,952人				<ul style="list-style-type: none"> 福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。 京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が受入施設を調整・確保。 滋賀県では、滋賀県の調整により受入施設を確保。
	避難行動要支援者 (在宅)	福井県 2,953人 京都府 6,183人 滋賀県 48人 合計9,184人				<ul style="list-style-type: none"> 一時移転等が必要となった避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。 なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県においては、関係機関と調整し福祉避難所等を確保。京都府においては、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が福祉避難所等を確保。滋賀県は、避難先に設置している福祉避難コーナーを利用。
	避難行動要支援者 (学校・保育所・幼稚園等)	福井県 10,763人 京都府 12,845人 滋賀県 3人 合計23,611人	対象施設 (153施設)			<ul style="list-style-type: none"> 警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。 保護者へ引き渡しができない児童等は、全面緊急事態になった時点で屋内退避を行い、その後、一時移転等の指示に基づき避難先へ避難し、保護者に引き渡す。
	一般住民 ²	福井県 72,864人 京都府 84,885人 滋賀県 537人 合計158,286人	保護者引き渡し開始			<ul style="list-style-type: none"> 事前に設定している避難先へ一時移転等を実施。 自家用車や関係府県等が準備したバス等により避難。

屋内退避の準備を開始

200マイクロシーベルトを超える区域が特定された場合は、当該区域の住民の一時移転等を実施

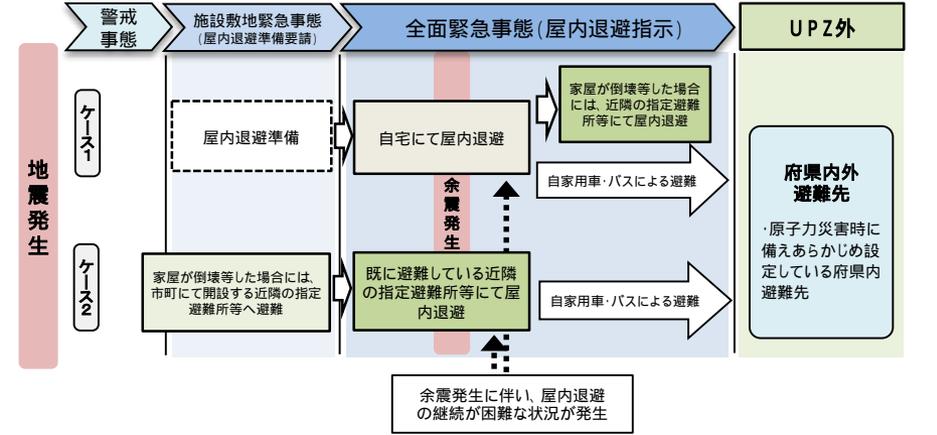
1 OIL基準に基づく避難等や一時移転のこと。
2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。

福井県、京都府及び滋賀県が、それぞれの府県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、関西広域連合及び政府の支援の下、隣接府県等から輸送手段を調達。

大飯地域の緊急時対応（概要版） 高浜地域防災訓練における教訓事項等を踏まえた対応

1. 家屋の倒壊等により屋内退避が困難な場合の基本フローの具体化

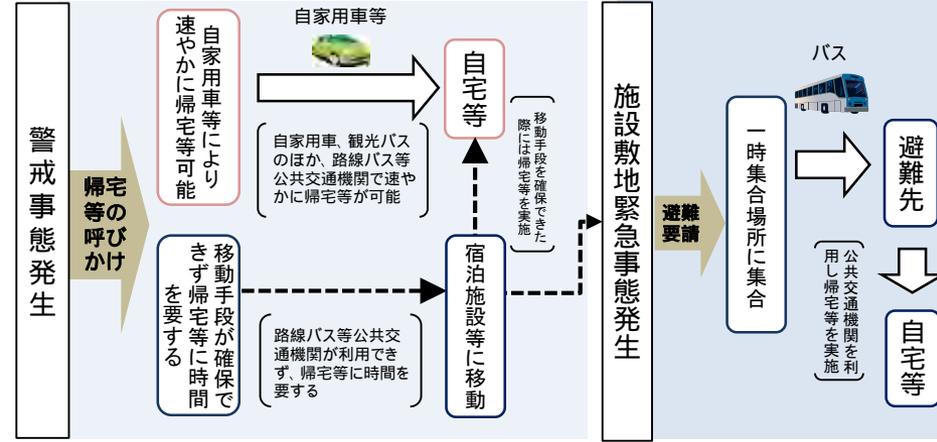
- 屋内退避指示がでている中で余震が発生し、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先する。
- 屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び関係府県等は、住民等の避難を円滑に実施するため、避難経路や国が提供する原子力発電所の状況等について、確認・調整等を行う。



2. 観光客等一時滞在者の避難行動等の具体化

- 関係府県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 帰宅等に時間を要する一時滞在者は、宿泊施設等に移動し、PAZ内では施設敷地緊急事態の段階で、UPZ内では全面緊急事態で避難を実施。

< PAZ内の観光客等一時滞在者の避難の流れ >



3. 放射線防護対策施設以外の屋内退避施設の活用

- 半島部や中山間地域において、自然災害等により住民が孤立した際、避難体制が整うまで退避する場所として、放射線防護施設以外の屋内退避施設も活用。
- 当該地域では、新たに約2000人分の屋内退避施設を設定。

< (PAZの例) 半島部が孤立した場合の対応 (大島半島、内外海半島) >

大島小学校 放射線防護対策施設 (収容可能者数 75人) 屋内退避施設 (収容可能者数 900人)

はまかせ交流センター 放射線防護対策施設 (収容可能者数 156人) 屋内退避施設 (収容可能者数 507人)

大島漁港 (はまかせ交流センター西側)

おおい町多目的グラウンド (大型ヘリ着陸可能)

和田港等

船山による避難

ヘリによる避難

救護港等

泊区内内外離着陸場

堅瓦児童センター 屋内退避施設 (収容可能者数 104人)

福井県立大学海洋生物資源臨海研究センター 屋内退避施設 (収容可能者数 70人)

福井県立短期大学センター 放射線防護対策施設 (収容可能者数 100人)

若狭ヘリポート (大型ヘリ着陸可能)

4. UPZ内における一時移転等の際の福祉車両確保策を明記

- UPZ内全域が一時移転等を実施すると仮定し、必要となる福祉車両数及び府県内の福祉車両保有台数を調査。
- 要支援者の一時移転等の際には、まずは府県内で保有している福祉車両を利用して避難することを優先するが、それでも不足するような場合には、府県タクシー協会に所属するタクシーを活用。

< (福井県の例) UPZ内市町の一時移転等における福祉車両の確保 >

	車椅子車両	ストレッチャー車両
在宅	260台	175台
医療機関	173台	253台
社会福祉施設	350台	105台
合計	783台	533台
必要車両台数	56台	39台

1. 車椅子車両は1台あたり2名、ストレッチャー車両は1台あたり1名搬送をすることを想定

2. ビストン輸送 (14往復) を想定

3. 一般タクシーは、車椅子を荷台に積むことや座席のリクライニング利用や支援者の同乗により、福祉車両と同等の搬送能力が確保可能

県内の福祉車両保有数	704台	89台
(一社)福井県タクシー協会に所属するタクシー保有数	800台	

5. 特別警報等発令時には無理に避難せず屋内退避を優先

- 気象庁から特別警報等が発令されている場合には、外出を控える等の安全確保を優先するため、無理に避難せず、屋内退避を実施。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には避難を実施。

< (PAZの例) 住民避難の際に全面緊急事態で暴風雪などから天候が回復した場合 >

警戒事態 → 施設敷地緊急事態 (屋内退避準備要請) → 全面緊急事態 (屋内退避指示) → UPZ外

暴風雪や大雪時など (気象庁における特別警報等の発令) → 天候回復 → 放射線防護施設にて屋内退避 → 避難先

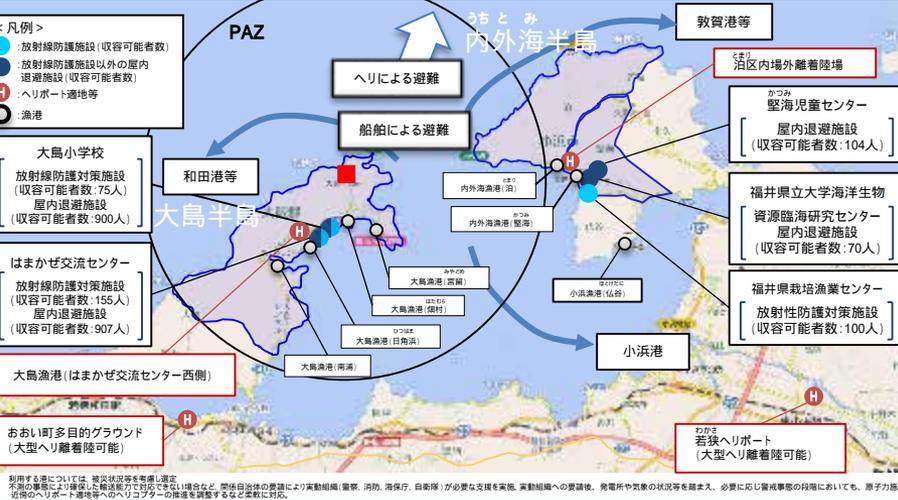
避難行動要支援者 → 避難準備 → 自宅等にて屋内退避 → 避難先

住民 → 避難準備 → 自宅等にて屋内退避 → 一時集合場所 → 避難先

大飯地域の緊急時対応（概要版） 半島部や中山間地域が孤立した場合の対応

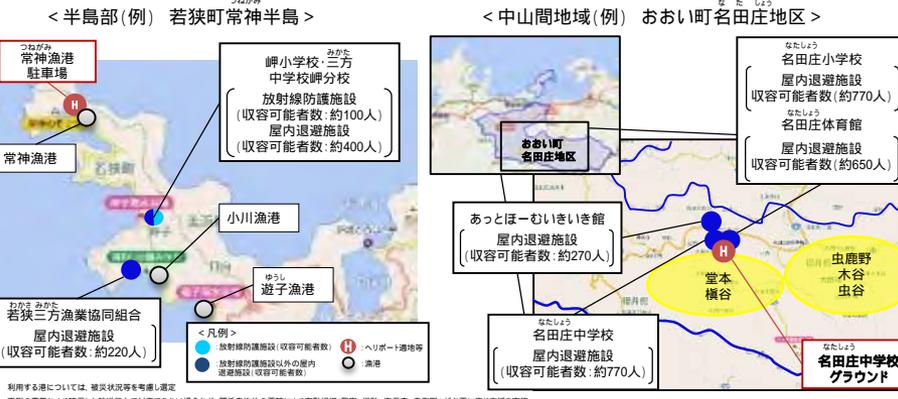
1. PAZ内の半島部（福井県おおい町、小浜市）における対応

自然災害等によりPAZ内の住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。
 また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ確かな道路開閉、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



2. 福井県におけるUPZ内の半島部、中山間地域における対応

UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
 UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまで放射線防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
 UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立した場合、臨時ヘリポート（夜間対応可）を活用し、空路による避難を実施。
 また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ確かな道路開閉、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
 京都府、滋賀県における半島・山間地域における対応も同じ。



3. 京都府におけるUPZ内の半島部、中山間地域における対応

<半島部（例）舞鶴市大浦半島>



利用する港については、被災状況等を考慮し選定
 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

<中山間地域（例）綾部市奥上林地区>



4. 滋賀県におけるUPZ内の山間地域における対応

<高島市山間地域が自然災害等により孤立した場合の対応>

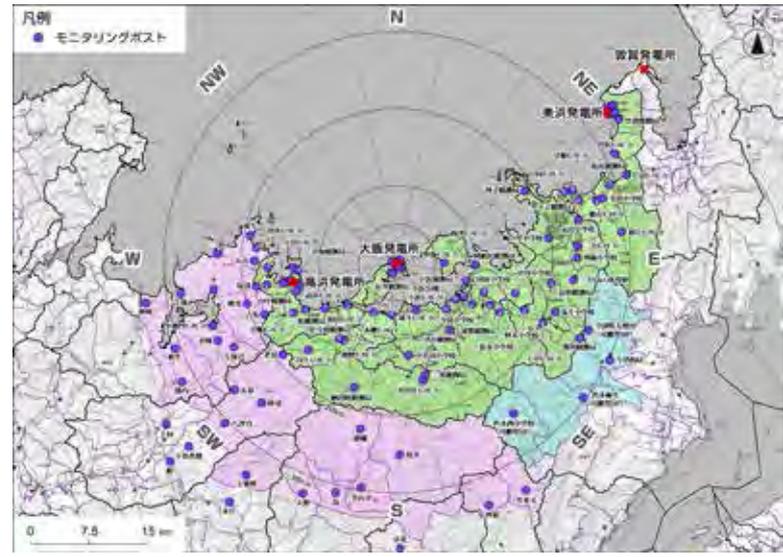


不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施。

大飯地域の緊急時対応（概要版） 住民の安全確保に向けた主な対策

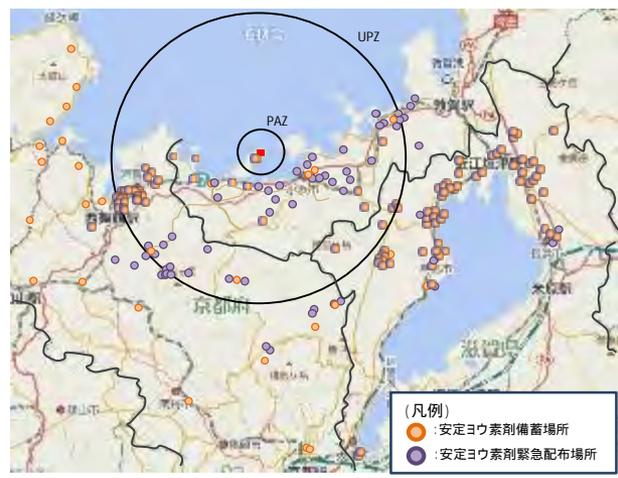
1. 大飯地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

緊急時モニタリング地点100地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

福井県、京都府及び滋賀県では避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。また、併せて、乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
緊急配布は関係府県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民に順次配布・調製を実施。



安定ヨウ素剤備蓄場所

福井県：53箇所
京都府：53箇所
滋賀県：129箇所

府県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

福井県：計40箇所（一時集合場所等）
京都府：計53箇所（一時集合場所等）
滋賀県：計14箇所（一時集合場所等）

2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布

福井県おおい町及び小浜市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では平成29年4月現在、850人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



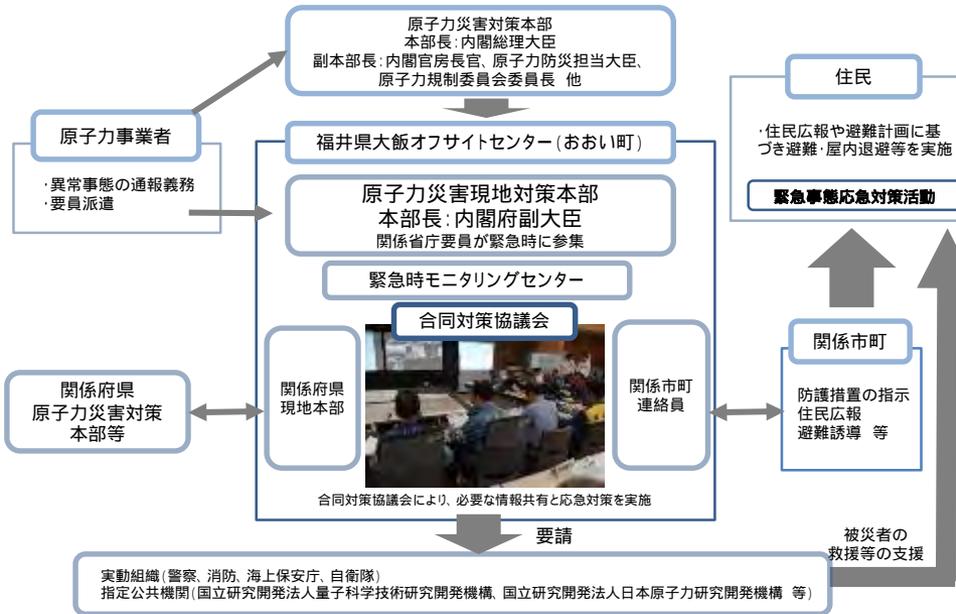
4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

避難退域時検査は、府県内及び府県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



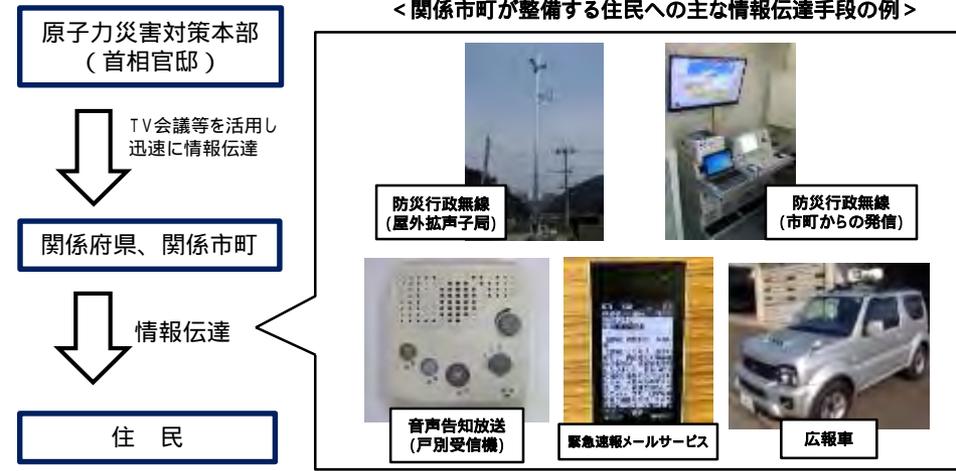
大飯地域の緊急時対応（概要版） 緊急時における対応体制

1. 緊急時対応体制



2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。



3. 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、関係府県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸・ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）による支援を実施。



4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 福井県・京都府・滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

警察組織

- 現地派遣要員の輸送車両の先導
- 避難住民の誘導・交通規制
- 避難指示の伝達
- 避難指示区域への立ち入り制限等

消防組織

- 避難行動要支援者の搬送の支援
- 傷病者の搬送
- 避難指示の伝達

海上保安庁

- 巡視船艇による住民避難の支援
- 緊急時モニタリング支援
- 船舶等への避難指示の伝達
- 海上における警戒活動

防衛省

- 緊急時モニタリング支援
- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 人員及び物資の緊急輸送
- 緊急時の避難退域時検査及び簡易除染
- 人命救助のための通行不能道路の啓開作業